屋外広告物のルールが変わります！

大和市屋外広告物条例施行規則を改正しました。
改正の概要は以下のとおりです。令和７年４月１日から施行されます。

① 特定屋外広告物安全管理者の資格要件の拡大

新たに「**一級建築士**」「**二級建築士**」を加えます。

② 壁面に表示する広告物の基準の見直し

（１）ビル名称等の高さ規制の緩和…**建物に必要なビル名称等に限り、高さ規制の緩和**

（２）窓下規制の撤廃…**「窓下以下」の基準を撤廃し、地上からの高さ基準のみに変更**

（３）壁面の掲出量の緩和…**壁面の面積量に加え壁面に対する面積割合の内容を追加**

【例：第５種許可地域（商業地域等）の場合】

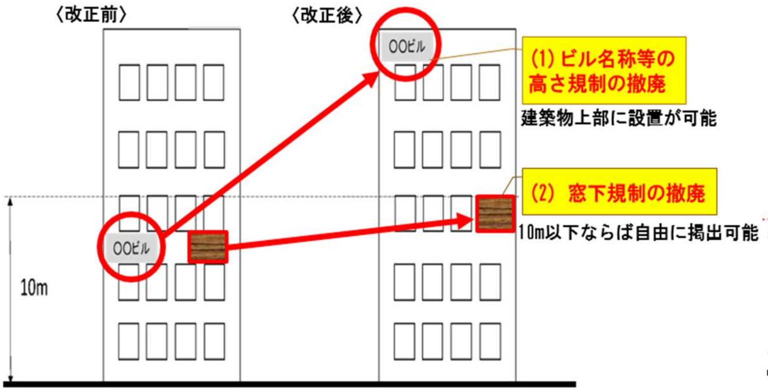

【例：第５種許可地域（商業地域等）の場合】

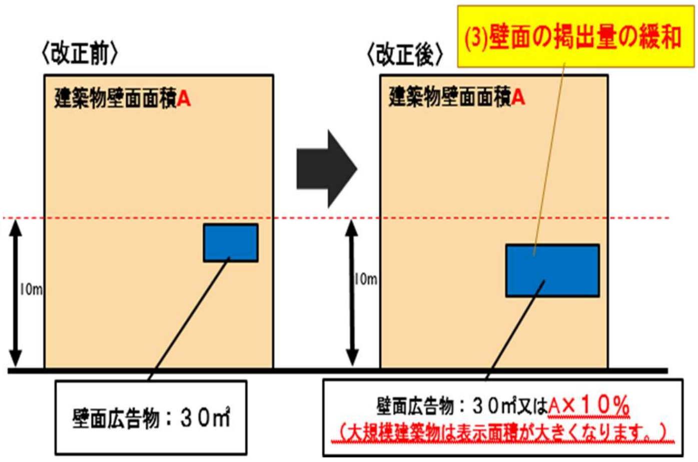

※地上からの高さの基準、壁面の面積量、面積割合は許可地域により異なります。

③ 電光表示装置、投影広告物の基準の明文化

電光表示装置（デジタルサイネージ等）、投影広告物（プロジェクションマッピング等）の取り扱いについて新たに基準を明記します。

●電光表示装置について

・第１種許可地域及び第２種許可地域で設置できないネオン照明、点滅照明及び動光に**「電光表示装置」**を加える。

●投影広告物について

・広告物の種類等において、**「壁面に投影して表示するもの」**を加える。
・第１種許可地域、第２種許可地域の壁面に投影して表示できないものとする。

電光表示装置、投影広告物を対象にした「大和市投影広告物等ガイドライン」を策定しました！
（電光表示装置、投影広告物を設置する場合は許可申請書類に「大和市投影広告物等ガイドライン自主審査チェックシート」を添付してください。）

④ 広告塔、広告板等の基準の見直し

広告塔、広告板等の広告物の**下端の高さの規定を一部免除します。**

（例）第５種許可地域の場合

改正前	改正後
・下端は、地上４．７ｍ（歩道上は、地上３ｍ）以上とすること。 （例） 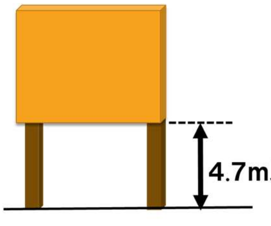	・下端は地上４．７ｍ（歩道上は地上３ｍ）以上とすること（**市長が認めたものを除く。**）。 （例） 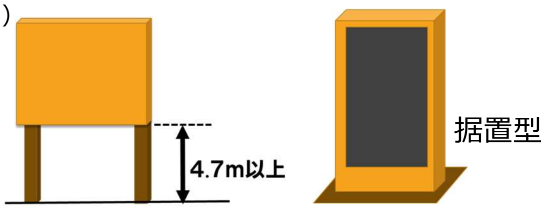

⑤ 車体利用広告物の掲出基準の見直し

4.2 ㎡を境にしていた基準を撤廃し、種類ごとに掲出基準を定めます。

○電車、自動車等の外面を利用するもの（共通）
○電車の外面を利用するもの（ラッピング広告、ラッピング広告以外）
○路線バスの外面を利用するもの（ラッピング広告、ラッピング広告以外）
○電車・バス以外

⑥ バス停に関する基準整理

バス停への屋外広告物の掲出について、標識柱という扱いで取り扱ってきたものを、**「標識柱及びバス停留所標識を利用するもの」**とします。
また、バス停留所の扱いを、**「バス停留所の上屋に直接表示し、又は物件を設置するもの」**とします。

⑦ 許可期間の終了日の明確化

本市の許可期間は、広告物又は掲出物件の種類により、「１月以内」「３月以内」「１年以内」「３年以内」の４種類がありますが、**「３年以内」のものについては、許可期間の終わる日を、前月の末日とします。**（広告塔、広告板、広告幕（懸垂装置があるもの）等が該当します。）

（例）広告塔：許可期間３年以内の場合

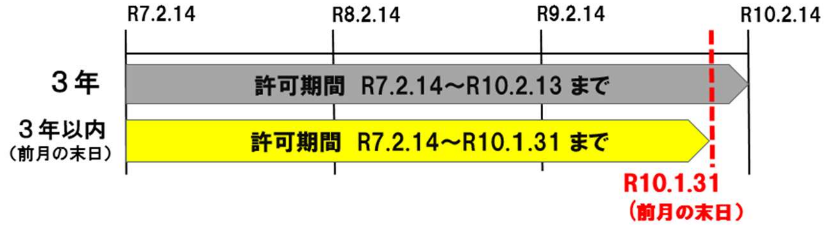

【問い合わせ先】
大和市　街づくり施設部　街づくり推進課　街づくり推進係（令和7年3月31日まで）
TEL：046－260－5483（直通）　MAIL：ma_suish@city.yamato.lg.jp

大和市　まちづくり部　建築指導課　建築指導係　（令和7年4月1日以降事務担当予定）
TEL：046－260－5425（直通）　MAIL：ma_kench@city.yamato.lg.jp